

第7回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和2年7月22日午後2時00分			閉会	令和2年7月22日午後3時04分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について (2) 職員の採用について (3) 枚方市就学援助規則の一部改正について			承認	
2	報告第7号	枚方市立蹉跎西小学校の敷地の変更及び枚方市立さだ西学校給食共同調理場の敷地の設定について			可決	
3	議案第8号	枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について			可決	
4	議案第9号	枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について			可決	
5	議案第10号	枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について			可決	
6	議案第11号	枚方市教育委員会公印規程の一部改正について			可決	
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之	
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子	
	教 育 委 員	近藤 孝				
説 明 員	教 育 監	奥 誠二	説 明 員	教 育 政 策 課 長	山下 恵一	
	総 合 教 育 部 長	前村 卓志		ま な び 舎 整 備 室 施 設 管 理 課 長	鷺 信彦	
	学 校 教 育 部 長	狩野 雅彦		教 育 指 導 課 長	嶋田 崇	
	総 合 教 育 部 次 長	新内 昌子		放 課 後 子 ど も 課 長	赤土 孝史	
	総 合 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	高橋 孝之				
	学 校 教 育 部 次 長 兼 総 合 教 育 部 副 参 事	藤丸 知子	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	笠井 二郎	

	まなび舎整備室長	井上 浩一	傍聴の人数	2人
--	----------	-------	-------	----

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年（2020年）第7回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において神田委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第5号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第5号、臨時代理事項の報告について、ご説明いたします。

恐れ入ります、議案書1ページをごらんください。

ご報告いたしますのは、ページ最下段、1. 臨時代理の理由にございますとおり、特に緊急を要するため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書2ページをごらんください。

2. 臨時代理事項につきましては、記載の3点でございます。それでは、順次ご説明を申し上げます。

議案書3ページをごらんください。

まず、臨時代理第7号、学校運営協議会委員の委嘱にきまして、ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年6月30日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書4ページをごらんください。

1. 臨時代理の内容といたしまして、委嘱理由は下にございますように、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を、学校運営協議会の委員として委嘱したものでございます。

議案書5ページをごらんください。

今回委員として委嘱をいたしました、枚方小学校運営協議会を含む10の小学校の運営協議会委員を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、委嘱期間は、令和2年7月1日から令和3年3月31日でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第8号、職員の採用につきましてご説明いたします。

議案書8ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により令和2年6月30日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書9ページをごらんください。

1. 臨時代理の内容でございますが、ページ中ほどの令和2年7月1日付け、職員の人事異動の表のとおり、新規採用の任期付幼稚園講師といたしまして、枚方市立高陵幼稚園に米田穂花を配置するものでございます。

以上、臨時代理第8号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第9号、枚方市就学援助規則の一部改正につきましてご説明をいたします。

議案書10ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により令和2年7月15日付けで、教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急事態宣言発令を受け、令和2年度における就学援助の期間の特例を定めるため、枚方市就学援助規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

改正内容につきましては、12ページの参考資料の、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案書12ページをごらんください。

現行は、枚方市就学援助規則第8条の援助の期間の規定におきまして、5月15日までに申請があった場合は、4月から当該年度の3月までを認定期間として、5月16日以降2月末日までの申請につきましては、申請書を受理した月から、当該年度の3月までを認定期間としておりますが、今回の改正におきましては、まず、旧（現行）の附則を附則第1項とし、同項の見出しといたしまして施行期日をつけております。また、附則第2項の見出しといたしまして、令和2年度における援助期間の特例をつけ、令和2年度就学援助制度については、申請時期にかかわらず認定者は4月分から支給対象とし、また特別事情での申請、他市町村からの転入後の申請の場合は、当該自由が発生した月から支給対象とする旨の文言を、記載のとおり第2項として加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書11ページにお戻りください。

ページ中ほどの附則でございますが、第1項では、本規則を公布の日から施行すること。

第2項としましては、改正後の附則第2項の規定は、令和2年5月1日以後の日に受理した第4条第1項の申請書について適応するものとしております。

以上簡単ではございますが、臨時代理第9号の説明とさせていただきます。

報告第5号、臨時代理事項の報告につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 臨時代理第7号の学校運営協議会委員の委嘱の件で質問させていただきます。今回10校区の学校運営協議会の名簿をいただいておりますが、トータルでいくつの校区が委嘱されているのでしょうか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 全部で38校区でございます。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 この学校運営協議会については、この趣旨にあるとおり、地域とともにある学校づくりということで、今の新しい学習指導要領の社会に開かれた教育課程ということの一つの組織だと思います。

残りの7校区についての見通しというのはどうでしょうか。

○奈良教育長 嶋田教育指導課長。

○嶋田教育指導課長 はい。今年度中の設置という方向で進めております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第5号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第7号「枚方市立蹉跎西小学校の敷地の変更及び枚方市立さだ西学校給食共同調理場の敷地の設定について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま、上程いただきました、議案第7号、枚方市立蹉跎西小学校の敷地の変更及び枚方市立さだ西学校給食共同調理場の敷地の設定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の13ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第6号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容としたしまして、1. 敷地の変更を行う教育施設は、枚方市立蹉跎西小学校。

次に、2. 敷地の設定を行う教育施設は、枚方市立さだ西学校給食共同調理場でございます。

次に、3. 敷地の変更理由及び内容としたしまして、令和2年8月7日付けで蹉跎西小学校敷地の一部を、さだ西学校給食共同調理場の敷地とするためとなっております。蹉跎西小学校の敷地面積は、1万7,830平方メートルから1万5,762平方メートルに変更。さだ西学校給食共同調理場の敷地面積は、2,068平方メートルになりました。

敷地の詳細につきましては、16ページの平面図のとおりでございます。

次に、15ページにお戻りください。

4. 敷地の変更日は、令和2年8月7日となります。

以上、議案第7号、枚方市立蹉跎西小学校の敷地の変更及び枚方市立さだ西学校給食共同調理場の敷地の設定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 今図面等見せていただいて、新たに学校給食共同調理場とする敷地が2,068平方メートル、約600坪ぐらいだと思います。利用形態については、どのような具合なのでしょう。

○奈良教育長 前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 従前の利用形態から併せてご説明申し上げます。従前は蹉跎西小学校の単独調理場として活用しておりました。単独調理場の敷地に加えて、隣接地に合併浄化槽の跡地等がございましたので、このような敷地も併せまして、さだ西学校給食共同調理場の敷地として活用させていただくものでございます。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 非常に大事な施設だと思いますので、必要で設置されたと思います。

私ちょっと質問させていただいたのは、学校のいろいろな教育活動で、今まで使っていたところで何らかの変更があるのかなと思いましたが、今の単独調理場を、さらに拡大されたと、拡張されたということで、そんなに大きい問題ではないということが分かりました。ですから、より子どもの安心・安全を確保できるような運用をお願いしたいと思います。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第8号「枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第8号、枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書17ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1. 内容につきまして、18ページをごらんください。

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則といたしまして、枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例、ただし書に規定する規定の施行期日は令和2年8月7日とする、と定めるものでございます。

19ページの参考資料をごらんください。

本改正条例は、枚方市立第三学校給食共同調理場の廃止と新たな共同調理場として、枚方市立藤阪学校給食共同調理場及び枚方市立さだ西学校給食共同調理場の設置を規定をするもので、令和2年8月1日に施行し、附則のただし書の中で、第2条の表の改正規定は、枚方市立藤阪学校給食共同調理場に係る部分以外は、令和3年4月1日までの間において、教育委員会規則で定める日から施行するとされていたものでございます。なお、施行期日の令和2年8月7日は、整備いたしました、枚方市立さだ西学校給食共同調理場の運用開始日でございます。

以上簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第9号「枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第9号、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書20ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、第三学校給食共同調理場の廃止及びさだ西学校給食共同調理場の供用開始に伴

い、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、22ページの新旧対照表をごらんください。

まず、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係でございますが、第10条の共同調理場長の専決事項、第14条の代決、別表専決者について、第三学校給食共同調理場長をさだ西学校給食共同調理場長に改めるものでございます。

次に、枚方市教育委員会安全衛生管理規程関係でございますが、25ページをお開きください。

第7条におきまして、第三学校給食共同調理場にボイラー取扱作業主任者を置くこととされていましたが、新たに供用を開始するさだ西学校給食共同調理場に設置するボイラーは簡易ボイラーであり、取扱作業主任者を置く必要がないため、第7条を削除するとともに、第8条から第12条までを、1条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、枚方市教育委員会文書取扱規程関係でございますが、別表の2表、教育機関文書記号につきまして、第三学校給食共同調理場について定めていた文書記号を、さだ西学校給食共同調理場の文書記号に改めるものでございます。

21ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規定は、第三学校給食共同調理場の廃止及びさだ西学校給食共同調理場の供用が開始される令和2年8月7日から施行するものでございます。また、附則の2は今回の規定の改正前に行われた代決等が改正後も効力を有することを定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願いいたします。

○奈良教育長 これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第10号「枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第10号、枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の27ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、枚方市立図書館グランドビジョンを策定するための庁内委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、29ページの新旧対照表をごらんください。

別表の、枚方市子ども読書活動推進計画策定検討委員会の次に、枚方市立図書館グランドビジョン策定委員会を加えます。目的は、枚方市立図書館グランドビジョンを作成するため、担当事務は枚方市立図書館グランドビジョンの策定に関すること。前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。委員長は、総合教育部長。副委員長は学校教育部長。所管部署は中央図書館でございます。

28ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規程は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○奈良教育長 これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第11号「枚方市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第11号、枚方市教育委員会公印規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書31ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和2年度の機構改革に伴い、幼稚園に関する事務が、子ども未来部公立保育幼稚園課に移管されたことに伴い、公印を新調する必要があるため、所要の改正を行うものでご

ございます。

改正内容につきましては、33ページの新旧対照表をごらんください。

別表第1、20番としまして、枚方市教育委員会印を追加します。書体はてん書。寸法は15ミリメートル平方。印材は、つげ。用途は、幼稚園に関する事務用。公印管守者は、公立保育幼稚園課長でございます。

次に、別表第2に、20番といたしまして、ごらんのようなひな形を追加するものでございます。恐れ入りますが、32ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規程は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○奈良教育長 これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和2年(2020年)第7回枚方市教育委員会定例会を閉会します。

署 名

奈 良 涉

神 田 裕 史
